

事務所だより 2026年1月号

西田成希税理士事務所

Tel: 659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel: 090-7490-7396

Fax: 0797-78-6488



あけましておめでとうございます



新しい一年が始まりました。旧年中は、大変お世話になり、本当にありがとうございました。

今年の干支は『午』。そして 60 年に一度の丙午にあたります。『丙午の年は火事が多い』という迷信がありますが、先取りしたのか昨年は火災が多くなったように思います。日本では 2 月に岩手県大船渡市で山火事、8 月には大阪道頓堀でビル火災、11 月は大分の佐賀関で住宅火災。海外では 1 月にロサンゼルスの山火事、11 月に香港でマンション火災。加えて地震も多く津波もありました。今年は、暴れ馬は勘弁して欲しいです。

一方、丙午は、丙（陽の日）と午（火の気）が重なる勢いがある良い年だそうです。スポーツで大きなイベントがある今年、選手に勢いと明るい結果をもたらして欲しいですね。そのスポーツイベント、2 月にイタリアで冬季オリンピック、3 月は野球のワールド・ベースボール・クラシック、6 月にサッカーのワールドカップが開催されます。

しかし、よりによって 2 月、3 月に冬季オリンピックとワールド・ベースボール・クラシックとは！私は、超忙しい時期です。テレビ観戦もままならず、あっという間に時間が駆け抜けるのでしょうかね(T_T)。

さて、私は、今年 50 代半ばに突入します。気力、体力、集中力がどんどん衰えて、ソフトテニスも全然勝てないのですが(^^;)、午年にあやかって、農耕馬のように粘り強く、着実に前に進んでいきたいと思います。今年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。皆様に丙午の力強い火のエネルギーが一年を明るく照らしますように。



☆ お知らせ (2026年1月の税務)

期 限	項 目
1月 10 日	■ 12 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月 20 日	■ 納期特例の適用者の前年 7 月～12 月分の源泉所得税の納付
2月 2 日	■ 支払調書の提出 ■ 固定資産税の償却資産に関する申告 ■ 11 月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> ■ 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> ■ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> ■ 5 月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分) ■ 消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、8 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税> ■ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 10 月、11 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (9 月決算法人は 2 ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	■ 給与支払報告書の提出
	■ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 (本年最初の給与支払日の前日)
	■ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第 4 期分) (1 月中において市町村の条例で定める日)

☆ 確定申告の準備のお願い

売上・仕入・必要経費等おまとめください。副業、不動産の譲渡、保険の満期。解約なども確定申告が必要です。それぞれ書類をご準備ください。

- ・ 10 月以降既に届いている「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」
- ・ 年末や 1 月終わりに届く「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「国民健康保険や介護保険の年間支払通知(市役所等から送付されます)」
- ・ 1 月から 12 月末に支払った「医療費の領収書」

など、必要なものはたくさんあります。(分からなければ、とにかく全部お預りさせてください)。

☆ 個人事業主の決算書作成のポイント

確定申告が近づいてきました。個人事業主の決算書作成のポイントをお伝えします。

タイトルは個人事業主となっていますが、青色申告の特典を除いて会社の決算も同じです。参考にしていたいと思います。

◆ 個人事業主の決算書

個人事業主は、確定申告書に決算書を添付する必要がありますが、その決算書は下記の種類があります。どんな書類を作成するか、で青色申告の特典が変わってきますので、ご注意ください。頑張って損益計算書を作つてせめて10万円の青色申告の特典をゲットしましょう！

青色申告		白色申告
特別控除 65万円	特別控除 10万円	特別控除なし
提出書類 損益計算書 損益計算書の内訳書 貸借対照表	損益計算書 損益計算書の内訳書	収支内訳書
作成帳簿 正規の簿記（複式簿記）で作成した帳簿	簡易な簿記（単式簿記）で作成した帳簿	収入金額や必要経費を記載した簡易な帳簿

◆ 決算書を作成するために

(1) 売上・仕入・経費のまとめ

請求書、領収書などを整理して毎月の合計金額と年間の合計金額を計算しましょう。

売上と仕入は、損益計算書の内訳書に毎月の合計金額を記載する必要があります。

(2) 売上・仕入等の注意点

年末までに商品等の提供が終わっている売上については、入金が翌年であっても、今年の売上として計上する必要があります。

仕入等については、年末までに商品等の提供を受けたものは、支払が翌年であっても、今年の仕入等として計上します。商品の仕入等は、(4)の棚卸しも大切になります。

(3) 未払経費・前払経費の計上

年末までにサービス等の提供を受けている経費については、支払が翌年であっても今年の経費に計上できます。逆に年末までに支払いが終わっていても、サービス等の提供が翌年であれば、今年の経費に計上できません。

(4) 棚卸し

個人の場合は12月31日で決算を組みます。12月31日現在の商品在庫や貯蔵品の在庫を調べて記録しておいてください。売上と仕入（売上原価）は対応します。在庫は購入時に仕入等として経費になっていますが、売れていないため仕入等の経費から除いて資産として計上します。そのためにも棚卸しをして正しい在庫を把握する必要があります。

(5) 減価償却

機械装置や工具器具備品、車両運搬具などの固定資産については、購入時に全額を経費に

計上することはできません。

固定資産は、ある程度の期間にまたいで使用できますので、使用期間（耐用年数）に応じて経費にします。

(6) 家事関連費

事業上の必要経費と生活費が混在するものを「家事関連費」といいます。例えば自宅兼事務所の費用、事業用とプライベート用に兼用している自動車関連の費用などです。

これらの家事関連費は、合理的な基準によって事業用とプライベート用の割合で按分し事業用の分のみが必要経費となります。

☆ 税理士事務所も調査があります

財務省が公表した2024事務年度の「国税庁実績評価書」によると、国税当局の担当者が税理士事務所を訪問して実施する「税理士法に基づく税理士等に対する調査」は3,319件で4年連続の増加となりました。

実績評価書は、「国税庁が達成すべき目標」に対する実績を財務省が評価して公表するもの。①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保——の3項目について、それぞれ5段階で評価。①と②は3番目に高い評価の「A（相当程度進展あり）」、③は2番目に高い評価の「S（目標達成）」としました。

税理士法に違反する行為の有無を確認するために国税当局が税理士事務所を訪問して業務内容を調べる「税理士法に基づく税理士等に対する調査」（税理士調査）の実施件数は3,319件。21年度から4年連続で増加しています。

税理士専門官の「指導監督事務」に対する評価では、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）——などに費やす時間が業務全体のうち85.4%を占めたとしています。19年度の73.4%と比べ、5年間で12ポイント上昇しました。

税理士調査の件数増加に比例して、懲戒処分の件数も増加しています。24年度の処分件数は64件で、前年度から26件の増加、前々年度からは51件の増加となりました。処分の内訳は禁止（解散）が10件、停止が52件、戒告が2件となっています。